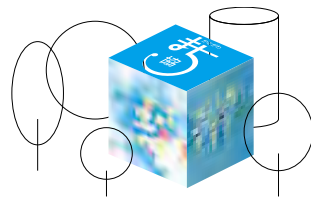


住まいと まちづくり



09号
2010年9月24日

社団法人 かながわ住まい・まちづくり協会会報

かながわりフォーム検索ネットーリフォーム事業者データベースを運用開始



信頼できるリフォーム事業者情報の提供については、これまで公的な住宅相談窓口寄せられる要望も多く、また、事業者にとっても他の事業者との差別化を図るための有用な情報発信の手段が求められていました。

そこで、かながわ住まい・まちづくり協会では、インターネットを介して県内の事業者が手軽に登録でき、一定の信頼性を確保することができる自前のデータベースシステムの構築に取り組み、今年6月1日より、「かながわりフォーム検索ネット」の運用を開始しました。

登録情報は、対応可能なリフォーム工事の分野をはじめ、有資格者の在籍状況、所属団体、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの運営する「リフォームネット」への登録の有無、その他、実際の施工事例の写真や内容を掲載でき、IDとパスワードを付与することで登録者自ら内容の更新が可能です。

また、消費者にとって、介護保険・住宅改修費等の受領委任払いの利用、神奈川県や関係団体が実施する技術研修等への参加状況など、県内でリフォーム工事を検討する場合にも有用な情報となるよう工夫されています。

併せて、建設業許可

<http://www.machikyo.or.jp/reform/builder/KS/>

や建築士事務所登録に関する証明書類の提出や事業者としての行政処分の有無の確認を行うなどの審査を経て公開しています。

事業者登録および情報検索・閲覧は無料で利用できます。消費者が事業者に直接メールで連絡を行うことができる問い合わせフォームも設置し、事業者にとっての受注機会を支援するシステムとしても役立たせることを検討しました。

今後は、リフォーム瑕疵担保保険の利用実績その他、事業者の差別化につながる情報を適宜付加するなど改良を図って行きたいと考えています。

登録数は、9月8日現在で71社。このデータベースへリンクを張っていただけるホームページがありましたら、事務局へご一報ください。

登録事業者ごとのフェイスシート



【本紙インデックス】

- 2 面…リフォームに関わる新規事業の展開
- 3 面…リフォームに関する市町村アンケート
- 4～6 面…特集 広がり見せる瑕疵担保の保険制度～リフォーム・中古住宅売買にも対応
- 7 面…まち協・事務局だより

住宅リフォームに関わる新規事業の展開

まち協事業案内1・新規事業

(社) かながわ住まい・まちづくり協会では、住宅リフォームの推進、並びに既存住宅(中古住宅)の市場活性化等を目的に、今年度新たに、これらに関わる次の事業に着手しましたので、その概要を紹介いたします。

●(財)住宅保証機構の保険取次業務

住宅リフォーム瑕疵担保責任保険は、住宅リフォーム工事の請負人であるリフォーム事業者が、リフォーム工事部分の瑕疵について瑕疵担保責任を履行した場合に、その損害をてん補するために、保険金が支払われる制度です。(詳しくは4面を参照)

当協会では、今年6月1日から(財)住宅保証機構の特定取次店としての業務を開始したことから、新築住宅の保険取次とともに、リフォーム事業者が同機構の住宅リフォーム瑕疵担保責任保険(まもりすまいリフォーム保険)を利用する際にも、申請書類等を受け付けし、一定の書類チェックをしたうえで、統括事務機関である(財)神奈川県建築安全協会に取り次ぐものです。また、取次業務のほかにも、まもりすまいリフォーム保険に関する相談業務も行っています。

●エコポイント申請受付業務

住宅エコポイントは地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図ることを目的として、エコ住宅を新築された方やエコリフォームをされた方に対して一定のポイントを発行し、これを使って様々な商品との交換や追加工事の費用に充当することができる制度で、平成22年3月8日から、ポイントの発行及び商品等への交換の申請受付が開始されました。

当協会では、リフォーム保険に係る特定取次店の業務開始に伴い、住宅エコポイントの申請を受け付ける窓口としても業務を開始いたしました。

なお、平成22年9月10日に閣議決定により、平成23年12月31日まで、住宅エコポイント制度の実施が延長されることになりました。

●適合証明業務

民間金融機関が、住宅金融支援機構と提携して実施する長期固定金利の住宅ローン「フラット35」(中古住宅)、財形住宅融資(中古住宅)、リフォーム融資等を利用するためには、工事検査を受け一定の技術基準に適合していることを証明する適合証明書の交付を受ける必要があります。

このたび当協会では、融資を利用予定の住宅について、申請者の依頼に基づいて、適合証明技術者が実施する物件検査(書類審査及び現地調査)により、同機構の定める技術基準への適合性を確認する業務を10月1日から行うこととなりました。

●長期優良住宅先導事業に係る適合確認業務

長期優良住宅先導事業は、「いいものをつくってきちんと手入れして長く大切に使う」というストック型社会の構築を目指し、住宅の長寿命化を実現する先導的な提案に対して、国が事業の実施に要する費用の一部を補助するものです。

当協会では、交付申請に係る適合確認を行うとともに、実際の工事が先導的な提案内容と整合していることを現地で確認するための現場検査業務を今年度より実施することとなりました。

市町村相談窓口に対する住宅リフォームに関するアンケート調査結果について

まち協事業案内2・神奈川県安心リフォーム推進事業

まち協では、消費者が安心して住宅リフォームを行える環境を整備するために、平成21年5月、神奈川県や建設関連団体等で構成する安心リフォーム推進部会を設置し、住宅リフォームに関する情報提供、専門家や事業者の資質向上を目的とした研修会やコンクール等を実施しています。

一方、昨今の消費者ニーズからは、公的な相談窓口整備や信頼できる業者に関する情報提供などが特に求められています。

こうした観点から、平成21年12月25日から翌年1月18日まで、県内市町村等住宅リフォーム相談窓口である計23件を対象としたアンケート調査を実施したところ、すべての窓口(25担当部門)から回答が得られましたので、その集計結果の一部を報告します。

1 住宅リフォーム相談窓口の開設日について

毎日開設している窓口は34%ですが、50%の窓口では少なくとも週1回は相談日を設けています。

その他の回答としては、「関連担当部署ごとに話しを聞いている」など、住宅リフォーム専門の相談窓口は設置していないが、職員が通常業務の中で対応するケースも見受けられました。(グラフ1)

2 平成20年度の相談内容について

平成20年度の相談内容は、「耐震改修」、「契約や工実施後のトラブル事例への対応」が、それぞれ12件と最も多く目立つ一方、「バリアフリー」は、介護保険対象以外のものが2件と少数でした(グラフ2・複数回答)。

これらは、木造住宅の耐震補強費用の補助制度を実施している自治体が相談窓口を設けている場合が多いと見られること、消費生活・市民生活相談と連携している窓口が比較的多いことが要因であると推察されます。

3 相談窓口の運営方法

相談窓口の運営方法としては、「専ら職員が対応している」の18%に対して、「決まった外部の専門家に委嘱している(14%)」、「専門組織と契約している(18%)」を合わせた50%が、何らかの方法で専門家を活用しています。(グラフ3)

また、相談窓口運営に当たっての問題点としては、「職員が対応す

ることに限界がある」と「公共機関が実施することによる限界がある」がともに8件で最も多く、人員不足や専門相談員がいないことから専門性の高い相談には苦慮するとともに、特定の商品や業者を紹介できないことなど、公共機関特有の問題が浮き彫りとなる状況も認められます。(グラフ4)

4 安心リフォーム推進部会の支援業務について

また、まち協・安心リフォーム推進部会による相談窓口に対する支援業務に関連して、相談員の派遣を「無料であれば受けたいと思う」の9件に対して、「独自に相談員に依頼しているので不要である」が7件でした。

また、今後検討することとなっているリフォーム事業者の登録制度については、「相談窓口で同制度をサービスの一環として利用したい(4%)」、「事業者の紹介を希望する相談者に同制度を紹介したい(40%)」、「相談窓口とまち協が相互に連携を図りながら臨機応変に対応したい(20%)」を合わせると64%が何らかの方法で同制度の利用を考えています。(グラフ5)

しかしながら、「何をもちて優良事業者とするのか」、「優良でない事業者がきちんと削除されるデータベースであれば利用したい」「住宅リフォーム・紛争処理支援センターの“リフォネット”との違いは何か」など、神奈川県としての独自性と信頼性をいかに確保するかが課題となります。

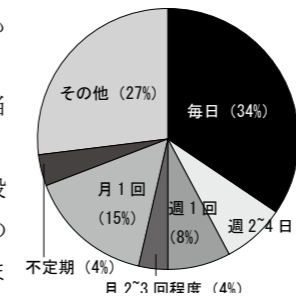
5 市町村等の住宅リフォーム相談窓口との連携により実現したいこと

まち協(安心リフォーム推進部会)が、市町村等の相談窓口との連携を検討するにあたっては、次のような支援事業が考えられます。

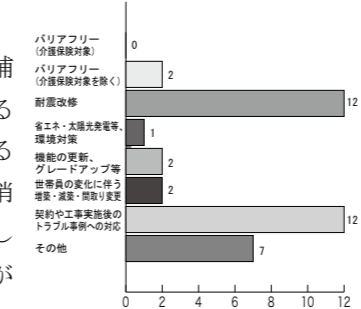
- ①住宅リフォームに関する融資、制度、技術、優良な事業者等、県民(消費者)への有用な情報の提供
- ②市町村等の住宅リフォーム相談窓口との相互連絡体制の構築
- ③住宅リフォーム相談員の派遣
- ④住宅リフォーム相談員及び担当職員の資質向上

今回の調査結果からは、専門相談員を置いていない相談窓口への相談員の派遣や、安心して活用できるリフォーム事業者データベースの構築などが、まち協が第一に取り組む課題であることが浮き彫りになるとともに、市町村等の相談窓口とは、今後、何らかの形で連携を図っていく方法を早急に検討する必要があると考えられます。

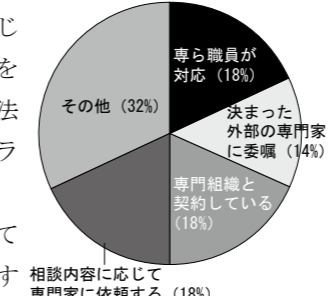
グラフ1 窓口の開設日



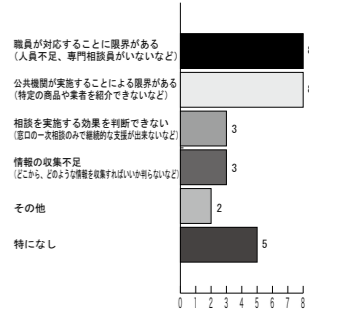
グラフ2 平成20年度の相談内容



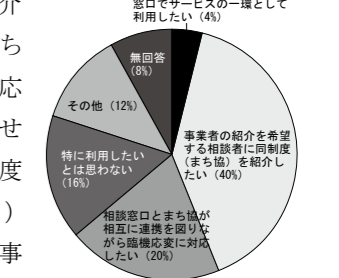
グラフ3 窓口の運営方法



グラフ4 運営に当たっての問題点



グラフ5 事業者の登録制度について



平成22年度 まちづくり視察セミナー開催のお知らせ

「江戸東京たてももの園と多磨霊園」

まち協では、会員相互の交流及び研修を目的に県内外のまちづくり先進事例等を見学するまちづくり視察セミナーを開催しています。今年度は、東京都が江戸東京博物館の分館として都立小金井公園内に建設した「江戸東京たてももの園」と多磨霊園に埋葬されている神奈川県関係者や著名人の墓地を視察します。

日時 平成22年10月29日(金)、午前8:30 横浜駅西口より貸し切りバスで出発

建物等 三井八郎右衛門邸、前川國男邸、高橋是清邸、その他看板建築数棟、銭湯建築など全27棟。著名人の墓地、等

参加費 まち協会員対象1,000円(弁当付き) 定員40人(先着順締め切り)

お申込み・お問合せは、まち協事務局(担当:渡辺)まで ☎045-664-6896、E-mail: admin@machikyo.or.jp

特集 / 4 ~ 6 頁 広がり見せる瑕疵担保の保険制度

リフォーム、中古住宅売買にも対応

新築住宅に瑕疵（かし）が発生した際の補償が確実に行われるよう、建設業者や宅地建物取引業者に対して資力確保の措置を義務付けた「住宅瑕疵担保履行法（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律）」が動き出したのが2009年10月。それから約1年が経とうとしていますが、そうした瑕疵担保責任の履行をバックアップする保険制度が、さらなる広がりを見せています。昨年12月に共同住宅の大規模修繕等を対象とした瑕疵担保責任保険が国土交通省の認可を取得したのに続き、2010年3月には既存住宅の売買にかかわる瑕疵保険や、住宅リフォームの不良工事に備えた保険が相次いで認可され、今夏にかけて各指定保険法人による取り扱いが本格化。いずれも事業者が任意に加入するもので強制力はないものの、第三者（建築士等）による現場検査が行われるので安心感が高まりますし、住宅の長寿命化を促し高質なストックの形成を後押しする上でも重要な意味合いを持つ制度として、今後の普及促進に期待が寄せられています。そこで本紙では、新たに登場した3つの保険の中からリフォームと既存住宅の瑕疵担保責任保険にスポットを当て、概要などを紹介することにしました。

《リフォーム工事瑕疵担保責任保険（リフォームかし保険）の概要》

構造・防水以外の工事も保証対象に

リフォーム工事を請け負う事業者が契約者（＝被保険者）となるこの保険は、工事完了後、施工ミスなどに起因する不具合が見つかった場合、事業者が発注者に対して瑕疵担保責任を履行することによって生じた補修費用等の負債を賄うために加入するもの。また、リフォーム事業者が倒産したり、相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しないときは、直接請求に基づいて発注者へ保険金が支払われます。

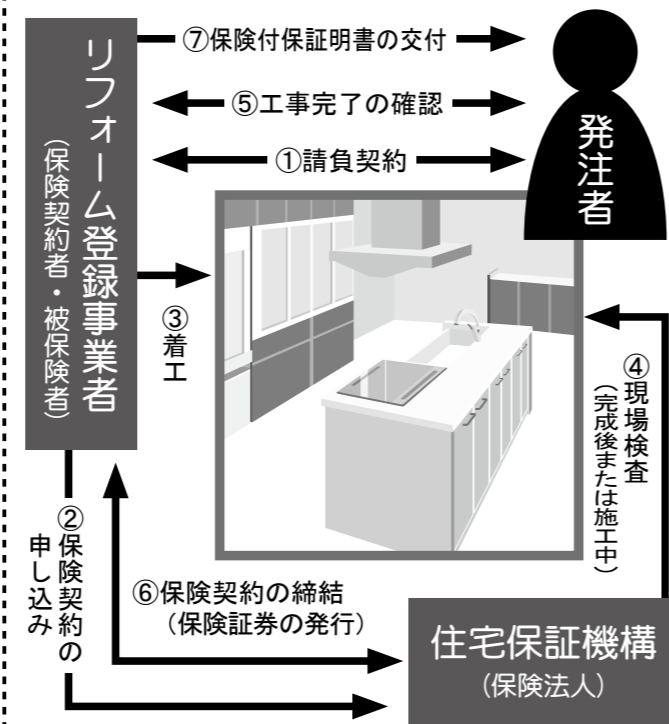
現在、国土交通大臣の指定を受けている保険法人6社のすべてが取り扱いを始めており、保険が適用されるのは、①構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない②雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさない場合に加え、①②以外の部分が社会通念上必要とされる性能を満たさない場合も含まれます。

リフォームは新築工事と違って、設備交換、内装のリニューアルなど、必ずしも構造部分や雨水の浸入にかかわる部分に手を加える工事が行われるわけではないため、新築住宅の瑕疵担保責任保険では対象にならない「施工不良」も保証の範囲に加えられているのが大きな特徴です。ただし保険期間は、①②の不具合については5年間で設定されているのに対し、それ以外のケースは1年間となっています。

支払われる保険金には直接の補修費用のほか、補修の範囲・方法・金額を確定するための調査費や仮住まい・移転費用も含まれます。工事の請負代金に応じた支払い限度額の設定等は保険法人によって違いがあるものの、最高で1,000万円までとしている商品が大半です。また、事業者が受け取れる額は概ね、免責金額10万円を差し引いた残りの80%ですが、発注者の直接請求に対しては10万円を差し引いた残りの100%が支払われます。

保険申し込み手続きのイメージ

(財)住宅保証機構の「まもりすまいリフォーム保険」の例



次に保険加入の要件について。対象となる住宅は戸建て、共同住宅ともに構造、工法、築年数は問いません。1981年の「新耐震基準」に適合することが求められますが、それよりも前に建てられた建物であっても、基準をクリアするための補強工事が行われれば、保険への加入は認められるようです。このほか、引き受けできるリフォームの請負金額の上限を定めていた

支払い保険料等の参考例

(財)住宅保証機構の「まもりすまいリフォーム保険」の例

ケースA) 内装・設備工事のみ実施する場合
 ※浴室、トイレ、洗面台の交換や壁、天井のクロス張り替えなど、工事対象部分に構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分が含まれない場合に限る。

工事の請負金額	300万円以下	300万円超 500万円以下	500万円超 1,000万円以下	1,000万円超
	保険料	26,760円	35,200円	43,440円

●保険料
 ●現場検査手数料 / 13,580円（完了時検査）

ケースB) 内装・設備工事と共に構造、防水工事を行う場合

工事の請負金額	300万円以下	300万円超 500万円以下	500万円超 1,000万円以下	1,000万円超
	保険料	32,690円	42,240円	51,260円

●保険料
 ●現場検査手数料 / 11,380円（施工中検査） + 13,580円（完了時検査） = 24,960円

◎いずれの保険料も、2011年3月31日までに契約を申し込んだ場合の金額設定。また、保険料は非課税で、現場検査手数料は消費税込みの額。

り、賃貸共同住宅の改装を条件付きで認めるなど、保険法人によって微妙な違いも見られます。

また保険を利用するに当たって事業者は、いずれかの保険法人へ事前に登録をしておかなくてはなりません。既に新築住宅の瑕疵担保責任保険の事業者届け出を済ませている場合でも、リフォーム事業者として新規に登録をする必要があります。言い換えれば、新築とは別の保険法人を利用することも可能なわけです。

現場検査の実施は1回ないし2回。工事完了後と、構造耐力上主要な部分に工事がおよぶ場合は施工中の検査が追加され、これらの検査料と保険料を合わせた額を事業者が納入します。

※参考 / 神奈川県における住宅保証機構の保険の取り扱い事務機関

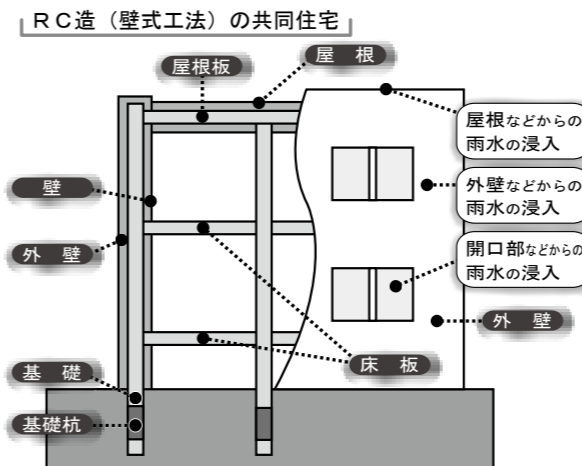
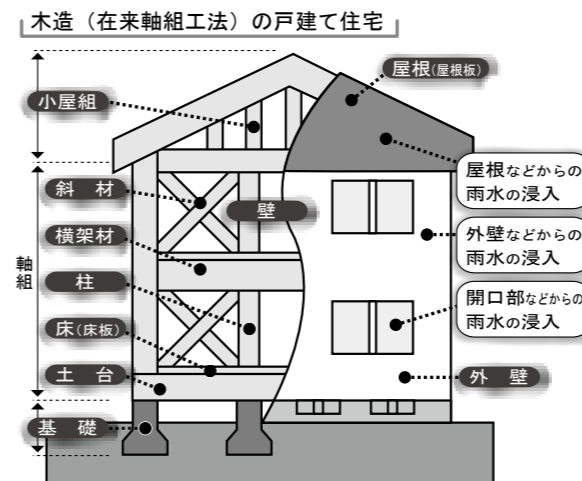
事務機関名称	種類	連絡先
(財)神奈川県建築安全協会	統括	☎045-212-3956 FAX 045-201-2281
(株)神奈川建築確認検査機関	一般	☎042-701-3935 FAX 042-701-3945
(株)湘南建築センター	一般	☎0463-22-0671 FAX 0463-22-0884
UDI確認検査(株)大和支店	一般	☎046-200-6893 FAX 046-200-6896

《既存住宅売買瑕疵担保責任保険（中古住宅売買かし保険）の概要》

1000万円の保険金を上限に、5年保証の安心感を付与

対象となる瑕疵担保責任の範囲

(構造耐力上主要な部分と雨水浸入を防止する部分の例)



流通市場における既存住宅の売買は、宅建業者が売主となる場合と、それ以外の個人や法人が売主となる場合があることから、それぞれのケースに応じて2種類の保険が商品化されています。実は最初に認可を取ったのは後者の個人間売買を対象とした任意保険だったのですが、その後、宅建業者が契約者（被保険者）となる保険が初登場すると、そちらの商品開発が先行して行われました。9月15日現在で、宅建業者向けの保険は6保険法人すべてが、個人間売買の保険は4法人が加入を受け付けているといった状況です。

宅建業者が加入する保険の組み立ては、基本的にはリフォームかし保険と変わりません。物件の引き渡し後に瑕疵が発覚した場合、宅建業者の責任で行った補修等の費用に対して保険金が下り、業者が倒産等で瑕疵担保責任を履行できないときは、買主に保険金が支払われます。

保険が適用されるのは、①構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合と、②雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさない場合。保険法人によっては、給排水管・設備や電気設備の機能不全についても保証の範囲に加えているところがあります。

保険期間は引き渡し日から5年間。保険金の支払い限度額は1,000万円、リフォームかし保険同様、補修費用に加え調査費や仮住まい・移転費用も給付されます。免責金額10万円、縮小してん補割合80%（買主の直接請求時は100%）の設定も同じです。

保険に加入できる住宅は、新耐震基準をクリアする

戸建て、共同住宅で構造、工法、築年数は問いません。また、既に人の居住の用に供したことがある住宅であるか、完成から2年を超える建物であることが求められます。「2年超」という要件は、新築住宅の瑕疵担保責任保険と合わせて商品化された任意保険が存在し、これに加入することで築後2年以内に引き渡された住宅は、新築住宅同様の10年保証を受けられるためです。

事業者登録についてはリフォームかし保険と異なり、既に住宅瑕疵担保責任保険の利用に際していずれかの保険法人に届け出をしている宅建業者は、新規の手続きをする必要はありません。

現場検査は引き渡し前の状態で1回実施されます。ただし改修してから引き渡し場合、構造部分や雨水の浸入にかかわる部分に工事が及ぶ物件については躯体の状況などが分かる時期、その部分に工事が及ばない物件については完成後に検査が実施されます。また共同住宅の検査は保険適用の部位を調べる関係上、共用部分に及ばざるを得ず、多額の検査料がかかりますから、住戸1戸のみを販売する際に中古住宅売買か

し保険が使われるようなケースは、あまり現実的ではありません。賃貸アパートや社宅を丸ごと1棟リフォームしてから転売するなど、利用の場面は限られたものになりそうです。

一方、個人間売買を対象とした保険は、売主に代わって現場検査を行う検査機関が契約者（被保険者）となり、万一の瑕疵によって生じた買主の被害に対する保証責任を、肩代わりしてもらえるシステム。現状では個人間の不動産売買において、その物件で発生した瑕疵にかかわる売主の責任については、互いの合意に基づいて2カ月程度の保証期間を定めるケースが慣例となっていますが、検査を受けて保険に加入すれば保証期間を5年まで延長できるのです。物件の付加価値という面から言えば、買主のみならず売主にとってもメリットのあるシステムだと考えられますが、ただ、売主・買主のどちらがどういったタイミングで保険の利用を検査機関に依頼するのか、検査料や保険料をだれが実質的に負担するのか、媒介に携わる不動産業者がどのようなかわりを果たすのかなど不透明な要素も多く、今後の展開が注目されるようです。

限までに完了した場合に工事費用などの一部を国費で助成しようというもの。その申し込み要件として、リフォームかし保険もしくは中古住宅売買かし保険への加入が掲げられているわけです。

また、流通活性化等事業については、直接的な成果のみならず間接的な成果にも目を向ける必要があります。例えば、もう一つの応募要件として掲げられた「住宅履歴情報」の登録。品質・性能や瑕疵の保証にかかわる情報、改修歴、図面・資料などを集約し、将来に渡って引き継いでいけるデータベースが、流通活性化等事業を機に一気に登録件数を増やすことになり、有用性の高いシステムを確立する上で大きな弾みとなるでしょう。さらに、インターネット上でリフォームや中古住宅売買かし保険の利用法人、加入件数などを調べることができる事業者検索システムも整備され、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページで公開が始まりました。

流通活性化等事業の第1期分の募集は5月末で終了し、予想を上回る反響があったということです。この事業によってリフォームや中古住宅売買にかかわる新しい安心の「カタチ」と「仕組み」が提起されたことを踏まえれば、これを一過性の“特需”で終わらせてしまってはなりません。

「保険制度に限って言えば、ご利用できるのは現場検査にパスした建物だけです。その検査業務にかかわる立場としては、いざ瑕疵が起きて困らないというより、瑕疵が起きるリスクが減ったという信頼感をお届けし、まもりすまい保険の普及につながるよう、日ごろから技能向上に取り組んでいるところです」と、財団法人神奈川県建築安全協会の塚田操六住宅部長は、メッセージを寄せています。

まち協・事務局だより

住まいのバリアフリーリフォームセミナーを開催します

第3回住まいのバリアフリーリフォームコンクール入賞者の表彰式及び作品展と併せ、消費者向けのリフォームに関する講演等を10月26日、横浜情報文化センター6階、情文ホールにおいて開催いたします。入場は無料、定員200名（事前申し込み制、先着順）です。

なお、入賞者の発表及び表彰式に先立ち、コンクール応募全作品の展示による一般来場者による人気投票の他、今回は三遊亭金時さん（写真）を招いての落語も行いますので、どなたでも気軽にご来場ください。



平成22年度予算総会報告

3月23日、横浜市開港記念会館において、社団法人かながわ住まい・まちづくり協会第30回通常総会が開催されました。

21年度に引き続き、限られた財源を有効かつ効率的に活用しつつ、当協会がこれまで取り組んできた誰もが安全で安心に暮らすことができる住まいやまちづくり支援、マンション管理の適正化、地域特性を活かす美しい景観の創造に係る取り組みなどを中心に立てられた事業計画及び収支予算案に関する説明を行い、全ての議案について採択されました。

平成21年度決算総会報告

5月28日、横浜市開港記念会館において、社団法人かながわ住まい・まちづくり協会第31回通常総会が開催されました。

会議では平成21年度の事業実施報告及び収支決算報告が行われ、全ての議案について採択されました。平成21年度決算概要は次のとおりです。

なお、決算状況につきましては、会員の皆様のご協力を賜り、事業活動収支差額が単年度黒字となりました。

【事業活動収支の部】	決算額(円)
入会金・会費収入	6,610,000
事業収入	42,830,656
補助金・賛助金収入	6,800,000
雑収入	244,079
事業活動収入計	56,484,735
事業費支出	38,388,745
管理費支出	15,377,213
事業活動支出計	53,765,958
事業活動収支差額	2,718,777
【投資活動収支の部】	
投資活動収入	3,000,000
投資活動支出計	629,078
投資活動収支差額	2,370,922
【予備費支出】	
予備費支出	0
当期収支差額	5,089,699
前期繰越収支差額	22,137,970
次期繰越収支差額	27,227,669

《保険制度の目指すもの》

住宅の長寿命化、良質なストック形成へ足並みをそろえ

これら任意保険は、住宅瑕疵担保履行法第19条第2号の規定に基づき、資力確保の義務には当てはまらない瑕疵担保責任をカバーする保険商品の開発や引き受けが、指定保険法人の業務として認められているものです。住宅供給事業者、施工者、消費者の救済を目的とした重要な手立てであることは言うまでもありませんが、と同時に、国が目下、力を入れる住宅の長寿命化、良質なストック形成を実現するための施策と密接なかかわりあいを持っていることも見逃せません。

特に、各保険法人がこの春から夏にかけて、リフォームかし保険と中古住宅売買かし保険をこぞって売り出したのは、今年度からスタートした「既存住宅流通活性化等事業」に間に合わせるためです。この取り組みは、住宅ストックの品質向上および既存住宅の流通活性化を図る狙いから、構造部分を補強するリフォームや、改修住宅の販売を行うプロジェクトを募り、期

まもりすまい保険（住宅瑕疵担保責任保険）

忘れずに！ 保険証券の発行申請手続き

まもりすまい保険は住宅の完成後、発注者等への引渡し前に、保険のお申込みを行った窓口にて、**保険証券発行の申請手続きが必要**です。

この手続きを行わないと、保険証券が発行されず保険契約の締結が完了しません。また、保険証券が発行されないと、資力確保措置に関する届出申請に必要な「保険契約締結証明書」等の書類の送付もなされません。

◎忘れずに、保険証券及び保険付保証明書（発注者向けの証明書）の発行を受けてください。

財団法人 **神奈川県建築安全協会**
TEL 045-212-3956

10月1日に国勢調査を行うよ！



家族のみんなに
伝えてね！

- 国勢調査は、日本に住んでいるみんなが参加する大切な行事です。
- 国勢調査は日本の人口などについて調べるため、5年に一度行われます。
- 国勢調査の結果は、少子高齢社会への取組や未来のまちづくりに役立てられます。



「高齢だから・・・」、「障害があるから・・・」とって、住まい探しの一歩を踏み出せないでいませんか？

また、広い今の持ち家を人に貸して、便利な地域への住み替えはいかがですか？

(社) かながわ住まい・まちづくり協会では、皆様の住まいに関するお悩みや、次のステップの住まいのかたちをアドバイスいたします。



「暮らし替え」応援します！



かながわ

まち協の

無料

住まい相談

☎ 045-664-6896 (月～金 9:00～16:00)

次の自治体では、出張して「高齢者(障害者)住まい探し相談会」を開催しています。

横須賀市、大和市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、座間市



従来から行っているバリアフリーリフォーム相談(随時受け付け)やマンション管理相談(水・金のみ受け付け)なども、気軽にご利用ください。

